

須坂市農業委員会 令和4年2月総会 議事録

- 1 招集 令和4年2月28日(火) 午後3時
- 2 開会 令和4年2月28日(火) 午後3時
- 3 閉会 令和4年2月28日(火) 午後3時25分
- 4 場所 須坂市消防本部大会議室

5 出席した農業委員 (14人)

出席した農地利用最適化推進委員 (0人 新型コロナウイルス感染対策のため出席を求めず)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔
〃	2番	松田かよ	〃	9番	春原 博
〃	3番	神林秀明	〃	10番	小林 昇
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治

6 欠席した農業委員 なし

欠席した農地利用最適化推進委員 15番 丸山 輝幸 16番 坂田 学 17番 春原 等
18番 中村 嘉博 19番 櫻井 清一 20番 竹前 清孝
21番 大澤 敏志

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第19号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第20号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主任主事 中村祐也

10 会議の概要

事務局長 本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染対策のため、農地利用推進委員の皆さんにはご欠席をいただいておりますが、農業委員総数14人中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 新型コロナウイルス禍の中で大変なところ、また剪定作業等でお忙しい中、2月総会にご出席いただき、大変ご苦勞様です。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染が急拡大する中でまん延防止等重点措置の適用が3月6日まで延長されたということで、先月に引き続き推進委員

さんは出席頂いておりませんが慎重審議をお願いするとともに、議事がスムーズに進行しますようご協力をお願いします。

- 議長 2月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。
それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、2番松田かよ委員、5番神林秀明委員をご指名申し上げます。
- 議長 それでは、議案第35号の「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数4件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
(議案書に基づき朗読、説明。)
- 事務局 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。
- 議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
質疑意見はございませんか。
- 議長 ないようですので、採決を行います。議案第35号の4件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。よって、議案第35号の4件については許可と決定しました。
- 議長 次に、議案第36号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
(議案書に基づき朗読、説明。)
- 事務局 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
質疑意見はございませんか。
- 議長 ないようですので、採決いたします。
議案第36号の1件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第36号の1件については意見可と決定しました。
- 議長 次に、議案第37号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数30件を議題といたします。
最初に、議案第37号のNo.1からNo.16の16件について、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。
(議案書に基づき朗読、説明。)
- 議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようですので、これより質疑意見に入ります。
質疑意見はございませんか。
- 議長 ないようですので、採決いたします。
議案第37号のNo.1からNo.16の16件について決定とするに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第37号のNo.1からNo.16の16件については決定とすることに決しました。
- 議長 次に、議案第37号のNo.17からNo.26の10件について、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。
(議案書に基づき朗読、説明。)
- 議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようですのでこれより質疑意見に入ります。
質疑意見はございませんか。
- 議長 ないようですので、採決いたします。

議案第 37 号のNo.17 からNo.26 の 10 件について決定とするに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 37 号のNo.17 からNo.26 の 10 件については決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 37 号のNo.27 からNo.36 の 10 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第 37 号のNo.27 からNo.36 の 10 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 37 号のNo.27 からNo.36 の 10 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 37 号のNo.27 からNo.30 の 4 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

質疑意見はございませんか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議案第 37 号のNo.27 からNo.30 の 4 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 37 号のNo.27 からNo.30 の 4 件については、決定とすることに決しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。

報告第 19 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数 1 件、報告第 20 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 4 件について、事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件についてご質問はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、2月総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。